○中部地方整備局告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二十九の六第一項の規定により次のとおり災害応急対策施設管理協定を締結したので、同法第四十八条の二十九の七第三項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月十三日

中部地方整備局長　西村　拓

一　災害応急対策施設管理協定の名称
道の駅「伊豆月ケ瀬」における災害応急対策施設管理協定書

二　協定災害応急対策施設の名称及びその所在地
名称　道の駅「伊豆月ケ瀬」地域振興施設（建物二階部分を除く）
所在地　静岡県伊豆市月ケ瀬七八の二

三　災害応急対策施設管理協定の有効期間
協定締結の日から当該年度末の三月三十一日まで
ただし、期間満了の一ヶ月前までに締結者のいずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって一年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

四　災害応急対策施設管理協定の写しの閲覧の場所
中部地方整備局沼津河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月十三日

北海道開発局長　岡下　淳

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町飽別基線三七番一から同市阿寒町飽別基線四一番四まで	前	三七・九メートル～四二・七メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	三七・九メートル～四三・六メートル	〇・〇三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職（七月三十日）
国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月九日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）　国土交通技官　山田　哲也
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（七月三十日）
（国土交通省住宅局住宅戦略官）　国土交通事務官　家田健一郎
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（統括官付参事官）　復興事務官　中橋宗一郎
国土交通省に出向させる
（国土交通省大臣官房付）　国土交通事務官　十河　久惠
（同）　国土交通技官　手塚　寛之
（同）　国土交通事務官　野本　英伸
（同）　同　八木　俊樹
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（各通）
（同）　同　佐藤　将年
（同）　同　山上　俊行
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（各通）（以上七月三十一日）
（財務省大臣官房公文書監理官）　財務事務官　坂本　成範
復興事務官（統括官付審議官）に転任させる
（統括官付審議官）　復興事務官　大沢　元一
財務省に出向させる
（厚生労働省老健局介護保険計画課長）　厚生労働事務官　西澤　栄晃
（国土交通省東北地方整備局港湾空港部長）　国土交通技官　山本　貴弘
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる（各通）
（統括官付参事官）　復興事務官　大場　寛之
厚生労働省に出向させる
（同）　同　鎌田　一郎
国土交通省に出向させる
（環境省大臣官房付）　環境技官　野村　環
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（厚生労働省大臣官房付）　厚生労働事務官　飯田　剛
（環境省大臣官房付）　環境技官　河野　通治
（国土交通省大臣官房付）　国土交通事務官　増田　久和
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（各通）（以上八月一日）
（福島復興局長）　復興事務官　志田　文毅
総務省に出向させる（八月三日）
（国土交通省国土交通審議官）　国土交通事務官　天河　宏文
復興庁事務次官に転任させる
倫理監督官を命ずる
復興事務官（統括官）の併任を解除する
人事管理官を免ずる
障害者雇用推進者を免ずる
復興庁事務次官　山野　謙
辞職を承認する
（総務省大臣官房地域力創造審議官）　総務事務官　恩田　馨
復興事務官（統括官）に転任させる
人事管理官を命ずる
障害者雇用推進者を命ずる
（総務省大臣官房付）　同　羽白　淳
福島復興局長に昇任させる
（総務省行政評価局評価監視官）　同　近藤　寿喜
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（統括官付参事官）　復興事務官　木村恵太郎
総務省に出向させる
（総務省大臣官房付）　総務事務官　東　宣行
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（同）　同　山口　研悟
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
復興庁顧問に任命する（以上八月四日）
（金融庁審議官（地域金融担当））　内閣府事務官　木村　隆
復興事務官（統括官付審議官）に併任する
（金融庁総合政策局参事官（地域金融担当））　田部　真史
復興事務官（統括官付審議官）の併任を解除する
（経済産業省大臣官房付）　経済産業事務官　矢野　剛史
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（同）　同　宮原　光穂
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上八月七日）

財務省

（主計局長）　財務事務官　宇波　弘貴
財務事務次官を命ずる
（大臣官房総括審議官）　同　前田　努
大臣官房長を命ずる
（主計局次長）　同　中山　光輝
大臣官房総括審議官を命ずる
（大臣官房付）　同　大沢　元一
（主計局次長）　同　吉沢浩二郎
大臣官房審議官を命ずる（各通）
（大臣官房長）　同　坂本　基
主計局長を命ずる
（大臣官房審議官）　同　中島　朗洋
（大臣官房付）　同　岩佐　理
主計局次長を命ずる（各通）
（金融庁総合政策局審議官）　内閣府事務官　八幡　道典
財務事務官に任命する
主計局次長を命ずる
（大臣官房審議官）　財務事務官　植松　利夫
主税局長を命ずる
（内閣府政策統括官）　内閣府事務官　阿久澤　孝
財務事務官に任命する
理財局長を命ずる
（主計局次長）　財務事務官　一松　旬
東京税関長を命ずる
（主税局長）　同　青木　孝徳
国税庁長官を命ずる
財務事務次官　新川　浩嗣
（理財局長）　財務事務官　井口　裕之
国税庁長官　江島　一彦
願により本官を免ずる（各通）（以上八月七日）